

SMBC (CHINA) NEWS



2020年9月28日

外管局、《經常項目外貨業務ガイド(2020年版)》を初公布

国家外貨管理局は、2020年8月31日、《《經常項目外貨業務ガイド(2020年版)》印刷・公布に関する通知》(匯發[2020]14号、以下、本ガイド)を公布・施行しました。本ガイドは經常項目外貨業務の現行法規を全面的に整合したもので、既存規定29件を廃止しました。既存規定が本ガイドと一致しない場合、本ガイドが適用されます。

本ガイドは全8章から構成され、外貨による貨物貿易・サービス貿易・個人・保険機構・支払機構などの經常項目業務のほか、外管局的検査・管理についても規定しています。本ガイドは經常項目外貨業務の関連規定を集約した指針であり、現行政策に実質的な変更や重大な調整はありません。

一方、本ガイドは、一部業務フローや取引エビデンスを簡素化しています。貨物貿易外貨受払では、銀行は実施原則・業務の実情に基づき、A類企業の取引エビデンスを自ら決定できるようになります。またサービス貿易外貨受払では、従来、一部業務の取引エビデンスが明確に規定されていましたが、今般、銀行判断に統一されました。ただし、実際の取扱は銀行によって異なる可能性がありますので留意が必要です。

添付の日本語仮訳は規定の一部となっております。全文は外管局的ウェブサイトをご参照ください。
<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/0831/17002.html>

本ガイドの概要

◆ 1. 貨物貿易外貨業務

リスト登記	<ul style="list-style-type: none"> ● 外管局は、「貿易外貨受払企業リスト」の登記管理を実行し、リストに存在しない企業について、銀行・支払機構は、原則、貨物貿易外貨受払業務の取扱不可 ● 企業は、営業許可証・申請表により所在地の外管局にリスト登記を申請 ● 貨物貿易に係る外貨受取または外貨支払の年度累計金額が20万米ドル相当(20万米ドルを含まない)を下回る零細クロスボーダー電子商取引企業に対して、リスト登記手続きは免除可能
企業分類	<ul style="list-style-type: none"> ● 外管局は、外貨管理規定遵守などの状況に基づき、企業をA・B・Cの3種類に分類し、分類管理を実施 ● A類企業の貨物貿易外貨受払には利便的な管理措置を適用し、B・C類企業に対しては、エビデンス審査・業務類型・取扱手順・決済方式などの方面において慎重な監督管理を実施
貨物貿易外貨受払	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が貨物貿易外貨受払業務を行う場合、銀行は、実施原則※および本ガイドの規定に基づき審査を行い、受払の真実性・合理性・論理性を確認 ● 銀行は、企業の貨物貿易外貨受取について資金の性質を確認。貨物貿易外貨送金は、取引エビデンスの取引主体・金額・性質などが申請された外貨業務と一致していることを確認

SMBC (CHINA) NEWS



	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引エビデンスは、原則、契約書（協議書）・インボイス・輸出入通関申告書・出入国備案リスト・輸送証書・保税消込リストなどの有効な証憑・商業証書。銀行は、実施原則および業務の実際に基づき、取引エビデンスの種類を自ら決定できるが、B・C類企業については本ガイドの関連規定に基づき取扱 ● 銀行は、企業のオフショア転売に係る売買（三国間貿易）の外貨受払業務について、実施原則および下記の要求に基づき、関連取引エビデンスを審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 真実・合法的な取引の基礎を備えており、虚偽のオフショア転売に係る売買を捏造または利用して投機的な輸取を行うもしくは資金を移転するなどの異常な取引状況の嫌疑がないこと ・ 取引に合理性・論理性があること ・ 同一のオフショア転売に係る売買業務の取引は、原則、同一の銀行において、同一種類の通貨（外貨または人民元）による受払決済が必要。当該規定に基づく取扱ができない場合、銀行は、その真実性・合法性を確認後に直接取り扱い、所在地の外管局に報告することができる ● 銀行は、貨物貿易対外支払業務について、実施原則に基づき、相応する輸入通関申告電子情報の審査手続きの実施を自ら決定可。企業の対外支払業務が真実かつ合法的であることを確認できる場合、審査手続きを行わなくてもよい
その他の外貨受払	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関特殊監督管理区域の貨物貿易・国境貿易・先物取引・クロスボーダー電子商取引などの内容について規定

※ 「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」の業務実施原則

◆ 2. サービス貿易外貨業務※

金額・審査	5万米ドル相当以下/件	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行は、原則、取引エビデンスを審査しなくてもよい ● 資金の性質が明確でない外貨受払業務の場合、銀行は、国内機構・個人に取引エビデンスの提出を要求し、合理的に審査
	5万米ドル相当超/件	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行は、実施原則に基づき、取引エビデンス上の取引主体・金額・性質などが申請された外貨受払と一致していることを確認
取引エビデンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引エビデンス（紙ベース/電子版）は以下を含むがこれに限らない <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引対象・主体・金額などを含む契約書（協議書） ・ インボイス（支払通知書）または取引対象・主体・金額などが明記された決済リスト（支払リスト） ・ その他の取引が真実かつ合法であることが証明できる書類 	
税務備案	<ul style="list-style-type: none"> ● 5万米ドル相当超/件のサービス貿易対外支払の場合、国内機構・個人は、先に関連規定に基づき備案手続きを行わなければならない、銀行は税務備案表（紙ベースまたは電子版）を審査 	
立替/分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連関係のある国内外機構間の立替/費用分担は、原則、12ヶ月を超過不可 	

※ 利益・配当および特別配当項目における対外支払は、経常項目でなく、資本項目の直接投資利益送金管理規定に基づき実施

SMBC (CHINA) NEWS



◆ 3. 個人經常項目外貨業務

(1) 個人両替

- 国内個人・国外個人※の人民元転の利便的限度額は、一人当たり毎年5万米ドル相当
- 国内個人・永住身分証がある国外個人の外貨転の利便的限度額は、一人当たり毎年5万米ドル相当
- 国内個人は、本人の有効な身分証明書、取引額の記載された人民元転資金原資の資料または取引額の記載された外貨転資金使途の資料により、銀行において年間の利便的限度額を占用せずに經常項目人民元転または外貨転を実施
- 国外個人は、本人の有効な身分証明書、取引額の記載された外貨転資金原資の資料または取引額の記載された人民元転資金使途の資料により、銀行において外貨転または年間の利便的限度額を占用せずに經常項目人民元転を実施

※ 国内個人とは中国公民、国外個人とは外国人および香港・マカオ・台湾同胞

(2) 個人外貨受払

- 經常項目外貨国外送金

国内個人	口座から送金	<ul style="list-style-type: none"> ● 累計が5万米ドル相当以下/日の場合、本人の有効な身分証明書により取扱 ● 上記金額を超える場合、本人の有効な身分証明書、取引額が記載された関連資料により取扱
	現金での送金	<ul style="list-style-type: none"> ● 累計が1万米ドル相当以下/日の場合、本人の有効な身分証明書により取扱 ● 上記金額を超える場合、本人の有効な身分証明書、税関押印済の「税関申告書」または本人の預金銀行の外貨現金引出証憑・取引額が記載された関連資料により取扱
国外個人	口座から送金	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の有効な身分証明書により取扱
	現金での送金	<ul style="list-style-type: none"> ● 累計が1万米ドル相当以下/日の場合、本人の有効な身分証明書により取扱 ● 上記金額を超える場合、本人の有効な身分証明書、税関押印済の「税関申告書」または本人の預金銀行の外貨現金引出証憑により取扱

- 個人貨物貿易外貨受払

・ 個人工商業者の輸出入、個人のクロスボーダー電子商取引・市場調達貿易・国境貿易活動に係る外貨決済方法について規定

◆ 4. 外貨現金業務

- 国内機構は、外貨現金の受取・引出は不可（本ガイドの公務出国項目などの規定を除く）
- 個人の外貨現金の国内への持込が5,000米ドル相当を超える場合、税関への書面申告が必要

◆ 5. 保険機構經常項目外貨業務

- 保険会社の外貨保険業務経営の市場参入・撤退規則、保険外貨口座の使用規則などを規定
- 保険外貨受払

・ 保険機構およびその分支機構のクロスボーダー保険・クロスボーダー再保険などの經常項目外貨

SMBC (CHINA) NEWS



受払は、国内機構の経常項目外貨管理規定に基づき実施

- ・ 保険会社は、実際の経営ニーズに基づき、直接銀行において外貨資本金・国外上場により調達した外貨資金の人民元転が可能であり、銀行は、実施原則に基づき、人民元転の真実性を審査
- ・ 金融監督管理部門が認可した業務範囲内であれば、保険機構の国内の外貨インターバンク取引・国内外貨債券売買業務、保険資産管理会社の外貨資金受託管理業務・自己保有外貨資金の管理運用業務は、外管局の批准が不要

◆ 6. 支払機構外貨業務

- 支払機構外貨業務とは、支払機構が提携銀行を通じて市場取引主体のクロスボーダー取引のために提供する少額・迅速・利便的な両替代行・資金受払サービスを含む経常項目の電子支払サービス
- 支払機構は、取引の真実性・合法性およびその外貨業務の一致性を審査し、支払機構の外貨業務は、原則、一件あたり5万米ドル相当を超過不可

◆ 7. その他経常項目外貨業務

(1) 貿易外貨受払利便化試行

- 試行地区の銀行は、所在地の外管局分局の関連規定に基づき備案後、貿易外貨受払利便化試行銀行として、当該銀行が推薦する企業のために貿易外貨受払利便化試行を実施可能
- 利便化措置は、エビデンス審査の合理化、貨物貿易の期限超過などの特殊返金業務の事前登記免除、貨物貿易対外支払時の輸入通関申告書検査の免除など

※上海市の試行は、SMBC(CHINA)NEWS【2020】21号ご参照。SMBC ホームページの当 NEWS バックナンバーに掲載しております。(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

(2) 多国籍企業経常項目外貨業務

- 備案を経た多国籍企業は、経営ニーズに基づき、主幹企業を通じて経常項目資金集中受払またはネットینگ業務が実施可能
- 主幹企業・国内メンバー企業のオフショア転売に係る売買業務は、原則、経常項目資金集中受払およびネットینگへの取込不可

(3) 電子エビデンス業務

- 一定の条件に合致する銀行は、電子エビデンス審査方式による貨物貿易外貨受払業務を取扱可能

(4) 国外預入

- 一定の条件に合致する国内機構は、経営ニーズに基づきその経常項目外貨収入を国外に留保可
- 国内機構は、貨物貿易輸出収入またはサービス貿易外貨収入を国外に預け入れる場合、国外預入に用いる国外外貨口座の開設が必要となり、所在地の外管局において国外口座開設登記を手続き

(5) 寄付

- 国内機構と国外機構、国内機構と国内個人間の合法的な外貨資金の無償贈与および援助は、寄付外貨口座を通じて寄付外貨受払を行わなければならない、当該口座の開設・使用などは、経常項目外貨口座管理の関連規定に基づき取扱
- 国内企業が受け取る寄付または国外営利性機構/国外個人への寄付について、その寄付外貨口座の開設・使用などは、資本項目外貨口座管理の関連規定に基づき取扱。国内企業が受け取る寄付または国外営利性機構などへの寄付は、クロスボーダー投資・対外債権債務の関連規定に基づき取扱

SMBC (CHINA) NEWS



◆ 8. モニタリング・管理

- 外管局は、経常項目外貨受払に対してオフサイトモニタリングを実施。国务院のランダム抽出検査の監督管理要求に基づき、オフサイトモニタリングにて発見された異常状況を踏まえて、国内機構・個人に対して検査を行い、銀行による経常項目外貨受払業務取扱のコンプライアンス性・情報報告の適時性/正確性/完全性の検査を実施
- 国内機構・個人・銀行は、関連規定に基づき事実通りに状況を説明、関連資料を提出し、外管局の検査業務に協力しなければならない、拒絶・妨害・隠蔽してはならない

(参考) 外貨受払管理情報の申告

1. 貨物貿易

対象取引	留意点
特殊オフショア 転売に係る売買	<ul style="list-style-type: none"> ● 規定（原則、同一案件は同一銀行において同一通貨により受払決済）に基づきオフショア転売に係る売買業務を行うことができない場合、銀行は、その真実性・合法性を確認後に直接取扱 ● 対外受払申告の取引付記に「特殊オフショア転売」と注記 ● 業務取扱日より5営業日以内に所在地の外管局に報告
国内倉庫証券 転売	● 税関特殊監督管理区域の保税貨物に関わる国内倉庫証券による転売業務を取り扱う場合、対外受払申告の取引付記に「国内倉庫証券による転売」と注記
非通関申告者の 外貨受払	● 外貨受払単位と輸出入単位が一致しない業務を取り扱う場合、対外受払申告の取引付記に「非通関申告者」と注記

2. サービス貿易

申告内容	留意点
取引エビデンス の番号	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告証憑の対応する欄に契約書の番号・インボイスの番号を記入 ● 番号がない場合は記入不要
立替/分担	● 申告証憑の取引付記欄に「立替」「分担」または「非関連立替金」と明記
初期費用	● 対外請負工事の契約締結前の初期費用は、申告証憑の取引付記欄に「初期費用」と明記
返金	● 申告証憑の返金欄において確認し、取引付記欄に「返金」と明記
税務備案表に よる支払	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告証憑の取引付記欄に「SWBA+備案表番号の下6桁」を明記 ● 一件の取引が複数の税務備案表に対応している場合、各「SWBA+備案表番号の下6桁」を「,」で区切る
前払・前受	● 申告証憑の支払類型欄から「代金前払」または「代金前受」を選択

以上

SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協国際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 国際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500